

# つやま

広報



みまさかのくに  
美作国建国1300年

5  
2012(平成24年)  
No.691

## Album あの頃の津山

### 京町のまち並みと千人針(昭和初期)

写真提供・江見写真館

写真は現在のソシオ一番街東側の入口から宮川大橋に向かって撮影したものと思われまます。当時、今津屋橋から北に延びる通りはここで行き止まりでいて、写真左(北)側には商店などが立ち並んでいます。



交差点では女性たちが千人針を縫っています。千人針は日中戦争の頃から盛んに行われました。白木綿の腹巻に千人の女性が赤い糸を一針ずつ縫い付け、千個の結び玉を作ります。さらに、寺社のお守りや死線(四銭)を越えるという意味の語呂合わせから、五銭白銅貨を縫い付けるなど、弾丸除けのお守りとして出征する兵士に贈られました。津山高등학교百年史には「日中戦争が始まると津山高女学校の校門でも出征兵士の家族が生徒に千人針を頼む姿が増えてきた」と記されています。

道路は轆などのへこみもなく、平らでアスファルト舗装されているように見えます。津山市史によると、京町では昭和9、10年の間に道路が舗装されたということです。当時の新聞には舗装された道路の延長は、541・16メートルとあります。

通りにはのぼりや看板が立ち並び、にぎやかで活気があるように見えます。しかし、道行く人びとに千人針を縫ってもらっている光景には、戦争という時代背景の暗さを感じさせられます。



現在の京町界隈

このコーナーに掲載する懐かしい津山の写真を募集しています

#### 問い合わせ先

〒708-0022津山市山下92  
津山郷土博物館 ☎22-4567

#### 表紙について

##### 笑顔と体操が健康の秘訣 沼健康体操

端午の節句が間近なある日「こけないからだ体操」の教室を訪ねました。休憩の際、男性参加者に新聞紙で作った兜を被ってもらくと、「かっこいい〜」みんな童心に返って笑顔の花が咲きました。

つ・ぶ・や・き

#### 編集室



お腹が空いたな。手っ取り早くカップ麺でも食べるか。でも、体のことを考えてカップ麺に野菜を入れよう。トン、トン、トン。野菜を細かく切って。グツ、グツ。軽く塩ゆでして。お湯を入れたカップ麺の中に投入。…あれ、この手間掛けるなら、普通に料理が作れたかも。(〜)

『懐取絵師』今月号で著者を取材させていただく前に読んでみようという購入。読み始めると鉄形憲斎という人物と臨場感あふれる物語の世界にどんどん引き込まれ、あっという間に読んでしまいました。こんなに夢中に本を読んだのはハリーポッター以来!?おもしろいですよ。(G)

津山さくらまつりの取材で津山城へ。夕刻、天守閣跡に登るとハートの石垣が夕日を浴びて桜色に輝いていました。このことを周りの人にアピールすると、早速、カップルに写真撮影を頼まれました。幸せそうな笑顔や会話に、こちらの心もほっこり。どうぞ、お幸せに。(修)

編集・発行(毎月10日発行)

津山市総合企画部秘書広報室(市役所3階) 〒708-8501 岡山県津山市山北520番地  
☎0868-32-2029 ☎0868-32-2152 ✉kouhou@city.tsuyama.okayama.jp

☆広報つやまはホームページで閲覧できます  
<http://www.city.tsuyama.lg.jp/>



広報つやまは、環境保護のため再生紙と大豆油インキを使用しています。読み終えた後はリサイクル(雑誌)にご協力ください





もくじ Contents

③ 特集

江戸一目図屏風の世界

⑥ 市政だより

- 担当窓口の新設
- 市役所・水道局の組織変更
- こども手当から児童手当へ
- 軽自動車税の納付
- 償却資産の申告
- 犬の登録と狂犬病予防注射

ほか

⑫ ふおとほつとるぼ

- 津山さくらまつり・

津山加茂郷フルマラソン ほか

⑭ みんなのページ・ちゃい

- お・た・よ・り
- つやまっ子に贈る100冊の本
- きらめく津山人
- イラスト・絵手紙
- 広報クイズ

ほか

⑰ としょかん

⑱ こどもひろば

- 小学生ソフトテニス教室
- じどうかん

⑲ けんこう・そうだん

⑳ けいじばん

㉒ くらし

㉔ Albumあの頃の津山

箕作阮甫の三女つねと養子の秋坪には、奎吾、大六（後の大麓）、佳吉、元八の4人の息子がいました。そのうち長男の奎吾は20歳で亡くなりますが、3人は留学の後、学者となって活躍します。

次男の大麓は、安政2年（1855）に津山藩の江戸上屋敷で生まれました。幼くして江戸幕府が設立した洋学の学校である蕃書調所に入塾して英語を学び始め、わずか9歳で「英学稽古人世話心得」を命じられ、年上の生徒にも英語を教えていたといわれています。

大きな転機が訪れたのは大麓が11歳のとき。奎吾とともに、幕府が派遣するイギリス留学生の一員に選ばれたのです。留学生一行はロンドンのユニバーシティ・カレッジの附属高校に入塾しました。ところが、入学のわずか2週間後に江戸幕府崩壊の知らせが届き、志半ばでイギリスを離れることとなりました。

帰国後、大学南校（後の東京大学）に出仕していた大麓は、明治3年（1870）、今度は明治政府からイギリス留学を命じられます。再びイギリスの高校に入塾した大麓は大変な努力を重ね、最初の学年末試験では英語、数学、地学で1番の成績を収めます。

明治6年（1873）、首席で高校を卒業した大麓は、500人以上の受験者の中で3番目という優秀な成績でロンドン大学に合格しました。また、同時にケンブリッジ大学にも合格し、そこで数学を専攻しています。

明治10年（1877）5月、大麓は2つの大学で学位を得て帰国

洋学博覧漫筆  
～ 菊池大麓の二度のイギリス留学～



▲菊池大麓

した後、東京大学理学部の教授に就任し、日本人で最初の数学教授として教壇に立ちました。その頃、大学ではほとんどの授業が英語で行われていて、大麓は当時の日本で最も完璧な英語を話せる日本人だったといわれています。また、明治21年（1888）に大麓が刊行した『初等幾何学教科書』は、日本に本格的な幾何学を導入した書物として多くの学校で使われ「菊池の幾何」といわれていました。

その後、大麓は東京大学の理学部長や総長、京都帝国大学の総長などを歴任し、明治34年（1901）には桂内閣の文部大臣となり、教育行政にも尽力しました。そして、大正6年（1917）、学術の近代化を率先した62年の生涯を終えたのでした。

特集  
江戸一目図屏風の世界

東京スカイツリーの展望デッキ（第1展望台・地上350メートル）に複製が展示されることで全国的に注目を集める江戸一目図屏風。

文化6年（1809）、津山藩のお抱え絵師であった鋤形蕙斎によって描かれたこの屏風は、東京スカイツリーの展望デッキからの眺めに似ていて、高層ビルや飛行機もない時代でありながら、まるで上空から江戸のまちを眺めながら描いたように細かく描写されています。

そんな江戸一目図屏風の世界を少しだけ紹介します。

パネル展を  
市役所1階  
市民ロビー  
で開催中！



蕙斎が描いた絵本  
『人物略画式』より



# 江戸一目図屏風の世界

蕙齋は江戸一目図屏風を制作する以前、江戸の職人や商人たちの働く姿、繁華街にあふれる雑踏のにぎわいなど、人びとの生活のさまざまな場面を軽妙かつ生き生きと描写しています。その数は膨大なもので、このことは江戸一目図屏風を完成させるに至った1つの要因と言えるでしょう。

また、屏風には浅草寺や向島、新吉原など、江戸の名所とされる場所が250カ所以上も細密に描かれています。さらに、梅や桜で春、祭りで夏、紅葉で秋、雪深い富士山で冬の様子を見ることができます。

ここでは伝えきれない迫力と細かな描写を津山郷土博物館で、ぜひ、ご覧ください。

## 江戸一目図屏風

岡山県指定重要文化財  
紙本着色六曲一隻（176×353センチ）  
津山郷土博物館蔵



### 雨の神楽坂

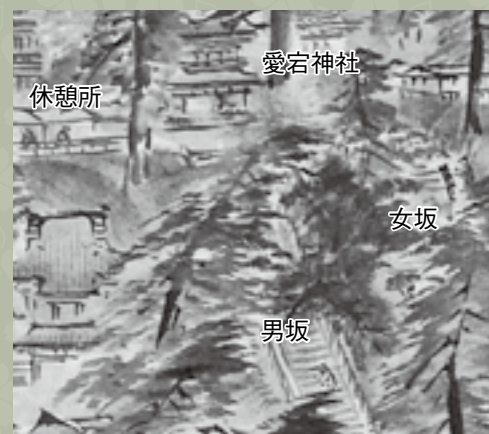
牛込門付近の堀とその周辺が、しっとりと雨に煙る風景として描かれています。牛込門につながる橋では行列が渡っています。右上に登っている坂道が神楽坂。神楽坂のふもとの人は黄色い傘をさしています。

また、風に向かって歩いているのでしょうか、傘を前かがみにさしている人の姿もあります。



### 飛鳥山の桜

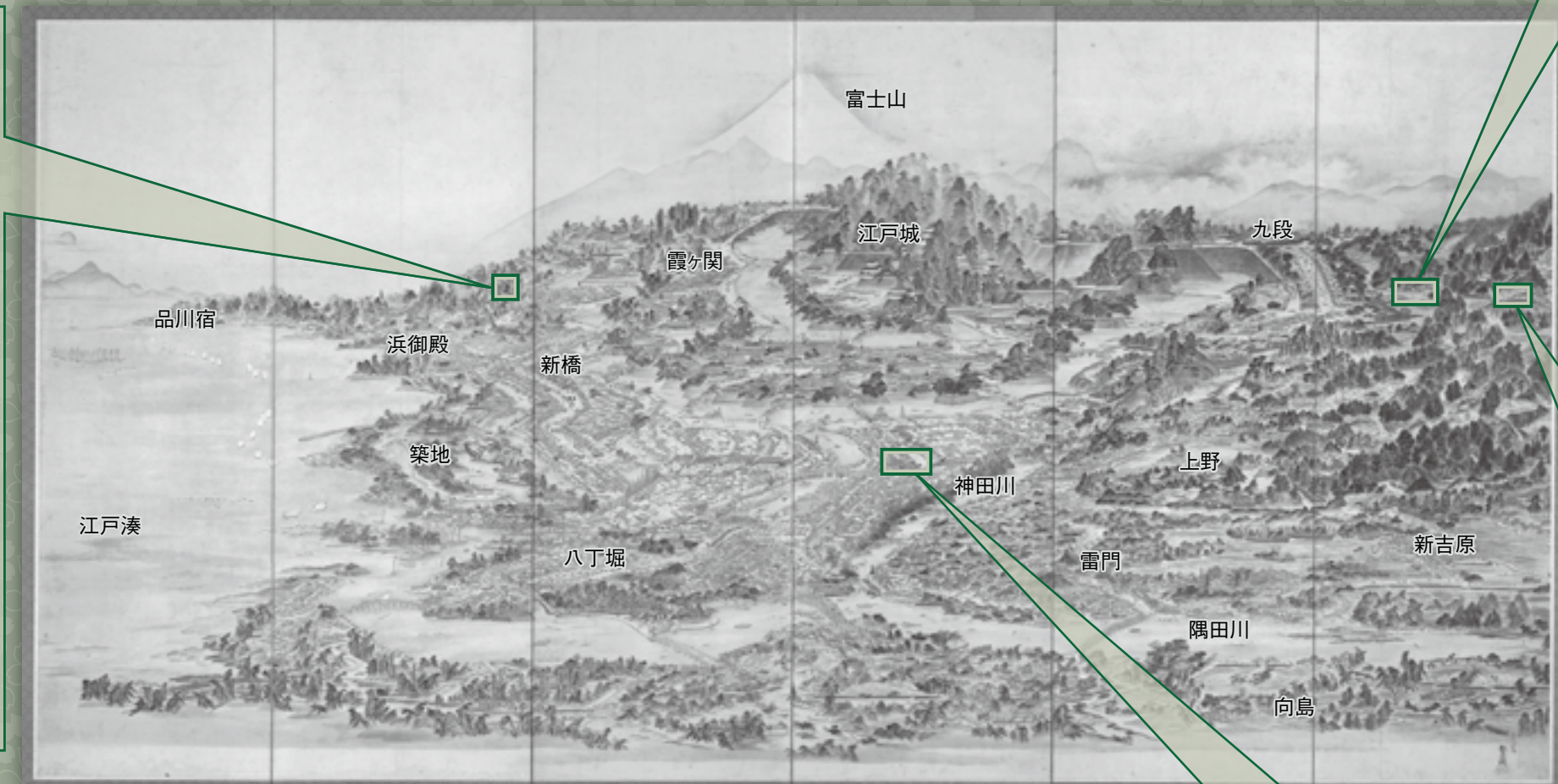
8代将軍・徳川吉宗によって植樹され、桜の名所となった飛鳥山は、咲き誇る桜とともに花見に興じる人びとが描かれています。敷物の上で楽しげに花見をする人びとや斜面を駆ける男女など、今と変わらぬ桜を愛でる様子が描かれています。そして、その一角（画面中央）には、吉宗の事績を顕彰するため、元文2年（1737）に建てられた飛鳥山碑が柵の中に見えます。



### 愛宕山の眺望

愛宕山と愛宕神社が描かれています。愛宕山は当時、江戸市中を見渡せる抜群の眺望で知られていて、愛宕神社の境内には小屋がけの休憩所も見えます。

この高台に登る石段は2カ所あり、神社の正面からまっすぐに登る急峻な男坂と、右側から迂回する女坂がありました。蕙齋は男坂には男性、女坂には女性の登る姿を描き分けています。



※当時の名称で表記しています

## 鋏形蕙齋

明和元年（1764）

豊屋の子として江戸に生まれる。幼名を三二郎（三治郎・三次郎）という

安永5年（1776・13歳）

北尾重政に入門したとされる

安永7年（1778・15歳）

浮世絵師として世に出る

安永9年（1780・17歳）

「北尾政美」と号したとされる

天明5年（1785・22歳）

初めて「蕙齋」の号を使用したとされる

寛政6年（1794・31歳）

美作国津山藩松平家のお抱え絵師になる

寛政9年（1797・34歳）

鋏形と改名する

文化6年（1809・46歳）

「江戸一目図屏風」を制作する

文化7年（1810・47歳）

津山に来る。「津山景観図屏風」の制作

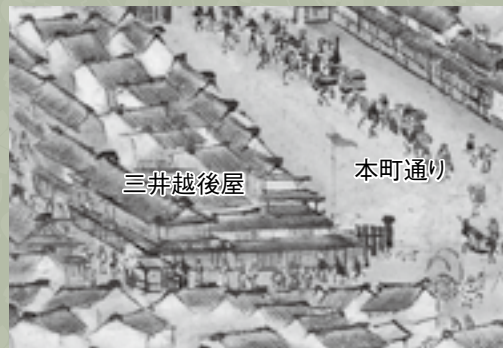
文政7年（1824・61歳）

病没



鋏形蕙齋の肖像画

国立国会図書館蔵



### 日本橋通りのにぎわい

日本橋北詰の室町付近と、本町通りの道筋を描いています。画面右では、常盤橋門に続く本町通りを幅広く大きく描き、大名行列や道行く人びとの姿が描かれています。

左下には、駿河町と日本橋通り室町が交差する辺りに、三井越後屋が見えています。色使いや細かさなどが周りの建物と書き分けられていて、三井越後屋が地域の名所であったことが分かります。



## 4月から こども手当が児童手当に変わりました

10月支給分（6～9月分）から所得制限が適用されます。

### 《手当月額》

#### ○所得が制限未満の人

- ・3歳未満の子 15,000円
- ・3歳以上小学校修了前の第1・2子 10,000円
- ・第3子以降 15,000円
- ・中学生修了前の子 10,000円

#### ○所得が制限以上の人

- 1人に付き 5,000円

### 《所得制限一覧表》

| 扶養親族の数 | 所得制限限度額 | 収入額      |
|--------|---------|----------|
| 0人     | 622.0万円 | 833.3万円  |
| 1人     | 660.0万円 | 875.6万円  |
| 2人     | 698.0万円 | 917.8万円  |
| 3人     | 736.0万円 | 960.0万円  |
| 4人     | 774.0万円 | 1002.1万円 |
| 5人     | 812.0万円 | 1042.1万円 |

**問い合わせ先** こども課（津山すこやか・こどもセンター）☎32-2065



## ねんきん定期便が送付されます

**対象** 国民年金、厚生年金の被保険者

**時期** 毎年の誕生月

**内容** 35・45・58歳の人には、次の①～⑥の記録を封書で、それ以外の人には①～③と⑤⑥の直近1年分の記録をはがきで送付



| 送付内容 |                                                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| ①    | 年金加入期間                                                                               |
| ②    | 年金額見込額<br>・50歳未満の人 加入実績に応じた年金見込額<br>・50歳以上の人 「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の、将来の年金見込額 |
| ③    | 保険料の納付額                                                                              |
| ④    | 年金加入履歴                                                                               |
| ⑤    | 厚生年金のすべての期間の月ごとの標準報酬月額・賞与額、保険料納付額                                                    |
| ⑥    | 国民年金のすべての期間の月ごとの保険料納付状況                                                              |

※加入記録・記載内容にもれや誤りがある場合は、「ねんきん定期便専用ダイヤル」にご相談ください

**問い合わせ先** 「ねんきん定期便専用ダイヤル」☎0570-058-555、津山年金事務所（田町）☎31-2360、保険年金課☎32-2072

## 市民課からのお知らせ

### 住民票に方書が記載されます

住民票にアパート名などの方書を記載するようになります。これは既に登録しているアパート名などの方書を住民票にも記載するものです。

これによってアパートなどに住んでいる人の住所が分かりやすくなります。

なお、転居などの手続き方法に変更はありません。

**実施日** 平成24年6月4日(月)



### サービス一時停止

次のサービスが一時停止になります。ご理解とご協力をお願いします。

《住民票の写し・印鑑登録証明書自動交付機》

**設置場所** 津山男女共同参画センター「さん・さん」（アルネ・津山5階）

**とき** 6月2日(土)、3日(日)終日



《住民基本台帳ネットワークシステム》(住基ネット)

**とき** 6月4日(月)、5日(火)終日

※住基カードの作成など、住基ネットに関する業務が行えません

**問い合わせ先** 市民課（市役所1階2番窓口）☎32-2052

## 市役所に担当窓口ができました（事務事業の権限委譲）

4月1日から次の事務や権限が県から市へ委譲されました。

- 墓地や納骨堂、火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令など
- 騒音に係る規制地域の指定や規制基準の設定、自動車騒音の状況の常時監視
- 悪臭に係る規制地域の指定や規制基準の設定
- 振動に係る規制地域の指定や規制基準の設定
- 騒音に係る環境基準の地域類型の指定
- 家庭用品の販売業者に対する表示などの指示、違反業者の公表、報告徴収、立入検査など
- 特定製品の販売事業者などからの報告徴収や立入検査、提出命令

**問い合わせ先** 環境生活課☎32-2055、32-2056

- 液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告徴収や立入検査、提出命令

**問い合わせ先** 危機管理室☎32-2042

- ガス用品の販売事業者からの報告徴収や立入検査、提出命令
- 商店街整備計画や店舗集団化計画、共同店舗等整備計画の認定など

**問い合わせ先** 経済振興課☎32-2080

- 緑地面積率などに係る地域準則の策定や特定工場新設の届出受理、変更命令など

**問い合わせ先** 企業立地課☎32-2083

- 特定路外駐車場設置の届出受理や基準適合命令、立入検査

**問い合わせ先** 都市計画課☎32-2087

- 特定優良賃貸住宅の供給計画の認定や報告徴収、改善命令など

**問い合わせ先** 建築住宅課☎32-2090



## 平成24年度市役所・水道局の組織変更

**問い合わせ先** 人事課☎32-2043

市では「笑顔あふれる ふるさと津山」の具現化を進め、第4次総合計画後期実施計画を着実に実現するため4月1日付けで組織変更を行いました。

### 《新たに設置した部署》

**都市再生推進室**（市役所6階）☎32-2006

津山市土地開発公社の解散に向けた取り組みや人口減少や少子高齢化社会に対応したコンパクトなまちづくりを目指して中心市街地の活性化を進める業務を行います

### 《既存部署の名称・組織変更》

#### 【市役所】

**定住推進室**（津山雇用労働センター内）☎24-3633

市民の働く場の確保と住みよく定住しやすい住環境づくりを進めていくため、市全体の定住化施策に関する業務を行います

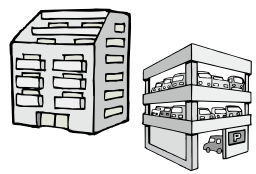
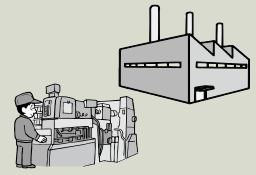
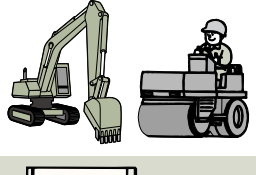
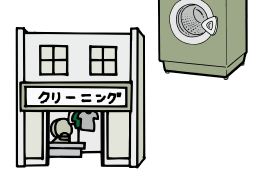
#### 【水道局】

**水道施設課** ☎32-2107、32-2108

水道水の浄水から配水・給水までを一括管理した事務処理を行います



このような資産があれば申告してください！

| 例 示                                                                                 | 業 種                                     | 主な償却資産の内容                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 不動産貸付、賃貸マンション、アパート・共同住宅、寄宿舎、駐車場業（貸付を含む） | 外構工事（門扉、塀、緑化施設、側溝など）、ネット、フェンス、受変電設備、広告塔、看板、壁面文字、浄化槽・管理設備、外灯、ルームエアコン、屋外の給排水設備、駐車場舗装・設備、駐車装置、駐車料金自動計算装置、舗装路面 など                                |
|    | 製造業、印刷業、倉庫業、卸売業                         | 外構工事（門扉、塀、緑化施設、側溝など）、ネット、フェンス、受変電設備、自家発電設備、広告塔、金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、工場等の幹線動力設備、機械の給排水設備 など                                            |
|    | 建設業、工事請負業、建設機械等リース業                     | ブルドーザ、パワーショベル、大型特殊自動車、発電機、ランマ、タンパ、ロードローラ、パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、看板、舗装路面 など                                                                  |
|   | 店舗・小売販売業、料理飲食業                          | 日除け、看板、広告塔、受変電設備、壁面文字、駐車場舗装・設備、ルームエアコン、陳列棚、陳列ケース、カウンター、テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、レジスター など                                                    |
|  | 理・美容業、医（歯科）業、クリーニング業                    | 受変電設備、広告塔、看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、駐車場舗装、理美容椅子、ルームエアコン、消毒殺菌設備、医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニットファイバースコープ等）、ガス（麻酔）設備、洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包機 など |
|  | ガソリンスタンド、自動車修理業                         | 受変電設備、広告塔、看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、地下タンク・設備、防火壁、舗装路面、独立キャノピー、洗車機、ガソリン計量器、防犯装置、コンプレッサー、盤、プレス、測定工具、検査工具 など                                      |
|  | 農業、林業、酪農業                               | ビニールハウス、果樹棚、ボイラー、搾乳機、自動給餌機、パワーショベル、発電機、乾燥機、もみすり機、米選機、林業用機械、林内作業車、チェーンソー、パソコン、保冷库 など                                                          |

「税の申告制度」といえば、市県民税や所得税などの申告が一般的によく知られていますが、固定資産税

（償却資産）にも申告制度があります。この制度は、事業者（個人を含む）が事業（非営利目的も含む）に使うために所有する資産（減価償却資産）について毎年1月1日現在の状況を

申告する制度で、所有者に申告の義務が課せられています。申告の主な対象 土地・家屋以外で所得税法や法人税法で減価償却資産として計上しているもの（固定資産台帳、減価

固定資産税（償却資産）の申告制度

事業者の皆さん 償却資産を申告していますか

問い合わせ先 課税課（市役所2階4番窓口） ☎32-2016

お忘れなく

軽自動車税の納付

5月は軽自動車税の納付時期です。納付期限までに納めましょう。



納期限 5月31日(木)

《納付方法》

◎納税通知書で納める人 5月中旬に納税通知書を送付します。市指定金融機関で納めてください

◎口座引き落としの人 納付期限日に指定口座から引き落とします。あらかじめ口座残高をご確認ください

口座引き落としをしている人の納税証明書

6月中旬に納税証明書を送付しますが、それまでに継続検査などで納税証明書が必要な人は申請してください。

申請に必要なもの 軽自動車税の引き落とし内容が記帳された通帳、申請者の印鑑

身体・精神に障害のある人が所有する軽自動車税の減免

障害の等級などにより軽自動車税が減免になる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

減免申請期限 5月24日(木)

問い合わせ先 税制課（市役所2階2番窓口） ☎32-2017、または各支所市民生活課

都市計画ごみ焼却場 変更案の縦覧

領家・中北下地内に計画している都市計画ごみ焼却場について、計画の変更案の縦覧を行います。

名称 都市計画ごみ焼却場 津山圏域クリーンセンター

縦覧期間 5月23日(水)～6月6日(水)の執務時間内

縦覧場所 都市計画課、久米支所産業建設課

意見書提出方法 都市計画課に直接提出

提出様式 自由

締め切り 6月6日(水)

問い合わせ先 都市計画課（市役所5階） ☎32-2096または久米支所産業建設課 ☎32-7015

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度

|               |                                                                |                                        |
|---------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 請求件数          | 66件                                                            |                                        |
| 対象行政文書数       | 474件                                                           | （うち全部開示 218件<br>一部開示 126件<br>不開示 130件） |
| 行政文書の内容       | 工事・入札関係                                                        | 228件                                   |
|               | 工事・物品契約関係                                                      | 105件                                   |
|               | クリーンセンター建設関係                                                   | 52件                                    |
|               | 裁判関係                                                           | 28件                                    |
|               | 環境事業関係                                                         | 24件                                    |
|               | 建築計画概要書                                                        | 12件                                    |
|               | 文書管理関係                                                         | 10件                                    |
|               | 市道・里道関係                                                        | 4件                                     |
|               | 国民健康保険関係                                                       | 3件                                     |
| 異議申立件数とその処理状況 | 農林関係                                                           | 3件                                     |
|               | 給食センター関係                                                       | 2件                                     |
|               | 浄水場関係                                                          | 2件                                     |
|               | 議会費関係                                                          | 1件                                     |
|               | 継続事案 4件<br>4件のうち2件を棄却。2件を一部容認<br>新規事案 2件<br>2件のうち1件を棄却。1件を一部容認 |                                        |

個人情報保護制度

| 個人情報取扱事務の届出件数                 | 実施機関                                   |       | 届出件数    |       |
|-------------------------------|----------------------------------------|-------|---------|-------|
|                               | 市長                                     | 教育委員会 | 選挙管理委員会 | 公平委員会 |
| 自己情報の開示請求・訂正などの請求と請求に対する決定の状況 | 28件                                    | 9件    | 7件      | 12件   |
|                               | 0件                                     | 0件    | 0件      | 0件    |
|                               | 28件                                    | 9件    | 7件      | 12件   |
|                               | 0件                                     | 0件    | 0件      | 0件    |
|                               | 28件                                    | 9件    | 7件      | 12件   |
|                               | 0件                                     | 0件    | 0件      | 0件    |
|                               | 28件                                    | 9件    | 7件      | 12件   |
|                               | 0件                                     | 0件    | 0件      | 0件    |
|                               | 28件                                    | 9件    | 7件      | 12件   |
|                               | 0件                                     | 0件    | 0件      | 0件    |
| 異議申立件数とその処理状況                 | 継続事案 1件<br>津山市情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重して棄却 |       |         |       |
|                               |                                        |       |         |       |

問い合わせ先 総務課 ☎32-2054

※申告の必要があるにもかかわらず申告していないと、法令により遡及課税や延滞金の対象となりますので、ご注意ください

実地調査について 課税課では、毎年、償却資産の適正な申告を行っていただくために、市内にある事業所などに対して計画的に実地調査を行っています。この調査は法令に基づくものです。調査対象となった事業所は減価償却資産台帳、固定資産台帳、確定申告書、決算書、貸借対照表の準備など、ご協力をお願いします。また、必要に応じて工事内訳書やリース資産契約書、仕訳帳、総勘定元帳なども照合・確認しますのでご協力をお願いします。なお、訪問日については事前に連絡をします。

実地調査について

償却資産明細書）から自動車税、軽自動車税の課税対象となるものや無形減価償却資産、生物などを除いたもの 申告期限 償却資産を所有した年の翌年1月31日まで





## 津山市高齢者保健福祉計画 津山市介護保険事業計画を策定しました

高齢者の保健や福祉、介護保険施策を推進するため、平成24～26年度の3年間を計画期間とした「津山市高齢者保健福祉計画・津山市介護保険事業計画」を策定しました。  
この計画では「高齢者が その人らしく いつまでも 地域で はつらつ暮らすまち つやま」を目指していきます。  
平成24～26年度の介護保険料は、負担能力に応じた10段階の所得区分に変更します。

### 介護保険料表

| 市町村民税課税状況 |     | 所得区分                          |               | 段階     | 保険料率     | 保険料（年額）  |
|-----------|-----|-------------------------------|---------------|--------|----------|----------|
| 世帯        | 本人  |                               |               |        |          |          |
| 生活保護受給者   |     |                               |               | 第 1 段階 | 基準額×0.50 | 29,460円  |
| 非課税       | 非課税 | 老齢福祉年金受給者                     |               |        |          |          |
|           |     | 前年の合計所得<br>金額と課税年金<br>収入額の合計額 | 80万円以下        | 第 2 段階 | // ×0.50 | 29,460円  |
|           |     |                               | 80万円超120万円以下  | 第 3 段階 | // ×0.65 | 38,290円  |
|           |     |                               | 120万円超        | 第 4 段階 | // ×0.75 | 44,190円  |
| 課税        | 課税  |                               | 前年の合計所得<br>金額 | 80万円以下 | 第 5 段階   | // ×0.75 |
|           |     | 80万円超                         |               | 第 6 段階 | 基準額      | 58,920円  |
|           |     | 125万円未満                       |               | 第 7 段階 | 基準額×1.13 | 66,570円  |
|           |     | 125万円以上190万円未満                |               | 第 8 段階 | // ×1.25 | 73,650円  |
|           |     | 190万円以上400万円未満                |               | 第 9 段階 | // ×1.50 | 88,380円  |
|           |     | 400万円以上                       |               | 第10段階  | // ×1.75 | 103,110円 |

※計画の具体的な推進については、今後お伝えします

※計画書は、高齢介護課または各支所市民生活課の窓口で配布しています（市ホームページで見ることができます）

問い合わせ先 高齢介護課（市役所1階9番窓口） ☎32-2070

## 住宅用太陽光発電システム設置補助制度

市では、環境に優しい新エネルギーの導入を進めるため、太陽光発電システムを設置する人に補助を行っています。

### 制度の概要

|            |                                                                                                                                                                                                          |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受付期間       | 5月21日(月)～11月9日(金)の執務時間内（先着順）                                                                                                                                                                             |
| 補助金額       | 太陽電池モジュールの公称最大出力1kW当たり2万円（上限8万円）                                                                                                                                                                         |
| 対象者        | 次のすべての要件を満たす人<br>○市内の自ら居住する住宅に対象システムを新たに設置する人、または対象システムが設置された建売住宅を購入する人で、電力会社と電灯契約をしている人<br>○国から事業実施を受託した団体*が交付する「住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金」の受理決定を受けている人<br>○市税などの滞納がない人<br>*一般社団法人太陽光発電協会 太陽光発電普及拡大センター（J-PEC） |
| 申込方法（事前登録） | 環境生活課へ設置工事着手前に直接申し込む<br>※国から事業実施を受託した団体の受理決定書を受けていること                                                                                                                                                    |

※詳しくは、市ホームページをご覧ください

問い合わせ先 環境生活課（市役所1階1番窓口） ☎32-2051

## 犬の登録と狂犬病予防注射の日程（追加分）



生後91日以上の子犬は、生涯に1回の登録と年1回の狂犬病予防注射が必要です。まだ受けていない犬を飼っている人は、お近くの会場で必ず受けてください。

問い合わせ先 環境生活課 ☎32-2055

料金 犬の登録3,000円、予防注射2,800円（注射料2,250円・注射済票交付手数料550円）

| 月日      | 時間          | 会場                | 月日      | 時間          | 会場            |
|---------|-------------|-------------------|---------|-------------|---------------|
| 5/20(日) | 9:00～9:30   | 高野公民館             | 5/31(木) | 9:50～10:00  | 西部地区小体育館（院庄）  |
|         | 10:00～10:30 | 一宮公民館             |         | 10:15～10:25 | 中島西公会堂        |
|         | 11:00～11:40 | 市役所東側入り口          |         | 10:35～10:50 | 高野神社（二宮）      |
| 5/22(火) | 9:00～9:10   | 大篠公民館             |         | 11:00～11:10 | 松原中公会堂（二宮）    |
|         | 9:20～9:35   | 高田公民館             | 6/1(金)  | 11:20～11:30 | 白加美神社（小田中）    |
|         | 9:45～10:00  | 上横野農村公園           |         | 9:00～9:20   | 河辺農業研修施設      |
|         | 10:10～10:20 | 矢野集会所（上横野）        |         | 9:30～9:40   | 八幡神社前（日上）     |
|         | 10:30～10:40 | 奥谷バス乗場（上横野）       |         | 9:55～10:10  | 福岡会館（横山）      |
|         | 11:00～11:15 | （旧）津山農協田辺支店       | 6/2(土)  | 10:20～10:40 | 大谷公会堂         |
| 5/23(水) | 11:25～11:40 | 野辺公会堂（東一宮）        |         | 9:00～9:20   | 阿波支所東側        |
|         | 9:00～9:10   | 小桁公会堂             |         | 9:30～9:40   | 物見公会堂         |
|         | 9:20～9:30   | 押淵上バス乗場           |         | 9:50～10:00  | （旧）津山農協上加茂支店  |
|         | 9:40～9:50   | 洗顔清水前広場（種）        |         | 10:15～10:30 | 宇野公民館         |
|         | 10:00～10:20 | 皿公会堂              |         | 10:40～10:50 | 坂元大橋（加茂町行重）   |
| 5/24(木) | 10:30～10:40 | 高尾公会堂             |         | 11:00～11:15 | 中原会館          |
|         | 11:00～11:10 | 福田パーキング（河内田バス乗場北） |         | 11:20～11:40 | 加茂町公民館        |
|         | 9:00～9:30   | 徳守会館              | 6/3(日)  | 11:50～12:00 | 公郷会館          |
| 5/25(金) | 9:40～10:00  | 城西公民館             |         | 9:00～9:10   | 上野田公会堂        |
|         | 10:20～10:40 | 上河原会館             |         | 9:20～9:30   | 安井二公会堂        |
|         | 9:00～9:10   | 三浦公会堂             |         | 9:40～9:50   | 安井公会堂         |
|         | 9:20～9:40   | 清泉公民館             |         | 10:00～10:10 | （旧）勝英農協勝加茂支店  |
| 5/26(土) | 9:50～10:00  | 綾部東公会堂            |         | 10:20～10:30 | 杉宮公会堂         |
|         | 10:10～10:30 | 成名公民館             |         | 10:50～11:00 | 山下公会堂         |
|         | 10:40～11:00 | 高倉公民館             |         | 11:10～11:20 | 山形公会堂（新野山形）   |
|         | 9:00～9:10   | 大井東ふれあい学習館        |         | 11:30～11:40 | 西中下公会堂        |
| 5/27(日) | 9:20～9:30   | 大井西支部西公民館（中北上）    |         | 11:45～11:55 | 久本公会堂         |
|         | 9:40～9:50   | 坪井公民館             |         | 13:00～13:10 | 日本原公会堂        |
|         | 10:00～10:10 | 柳会館（南方中）          |         | 13:20～13:30 | 川東公会堂（市場）     |
|         | 10:20～10:40 | 久米支所バス車庫          |         | 13:40～13:50 | 大吉公会堂         |
|         | 10:50～11:00 | 神代公会堂             |         | 14:00～14:10 | 案内公会堂（大吉）     |
|         | 11:10～11:20 | 久米公民館油木分館         |         | 14:15～14:25 | 市場公会堂         |
|         | 11:30～11:40 | 久米支所倭文出張所（里公文）    | 6/4(月)  | 14:35～14:45 | 勝北支所駐車場       |
|         | 11:50～12:00 | 大久保会館（久米川南）       |         | 9:00～9:10   | 作州城東屋敷裏（中之町）  |
| 5/29(火) | 13:00～13:10 | 久米ふれあい学習館（宮尾）     |         | 9:20～9:30   | 教育集会所（八出）     |
|         | 13:20～13:50 | 領家公会堂             |         | 9:40～9:50   | 須江尚志氏宅前（八出）   |
|         | 9:00～9:20   | 院庄公民館             |         | 10:10～10:20 | 光陽台集会所（西吉田）   |
|         | 9:40～10:00  | 佐良山農業研修施設         | 6/5(火)  | 10:30～10:50 | 大崎公民館         |
| 5/30(水) | 10:30～10:50 | 美作保健所（椿高下）        |         | 11:00～11:10 | 池ヶ原公会堂        |
|         | 11:00～11:30 | 市役所東側入り口          |         | 9:00～9:10   | 粕保公会堂         |
|         | 9:00～9:10   | 飯綱公会堂（川崎）         |         | 9:20～9:30   | 勝部公会堂         |
| 5/31(木) | 9:20～9:40   | 高杉団地公会堂（押入）       |         | 9:40～10:00  | 志戸部公会堂        |
|         | 9:50～10:10  | 高野山西3区公会堂         |         | 10:10～10:20 | 弥生会館（弥生町）     |
|         | 10:30～10:50 | 広野公民館             |         | 10:30～10:40 | 大田公会堂         |
|         | 9:00～9:10   | 北園会館              | 6/9(土)  | 10:50～11:10 | 小原会館          |
| 5/31(木) | 9:20～9:40   | 総社東公会堂            |         | 11:20～11:40 | 西苦田公民館（小原）    |
|         | 9:50～10:00  | 総社西公会堂            |         | 9:00～9:10   | 布上内科医院（河辺）    |
|         | 10:20～10:30 | 一方公会堂             |         | 9:20～9:30   | 川崎公会堂         |
|         | 10:40～10:50 | 井口公会堂             |         | 9:40～9:50   | 住吉町公会堂（林田）    |
| 5/31(木) | 9:00～9:10   | 榎公会堂（上田邑）         |         | 10:00～10:20 | 林田北町遊園地（林田）   |
|         | 9:20～9:40   | 田邑公民館             |         | 10:30～10:40 | 津山歯科医療センター（沼） |



## 美作地区消防指令センター運用開始

### 広域災害への対応強化

3月29日 津山圏域消防組合消防本部(林田)

市民からの119番通報を受け付ける津山圏域消防組合消防本部の通信指令業務が、真庭市と美作市の消防本部と共同運用されるようになり、運用開始式が行われました。

共同運用により人員体制が充実し、119番通報が集中した場合の処理能力が向上しました。また、事故や災害の情報を共有することで、3つの消防本部の間で応援体制が早く整えられるようになりました。わたしたちの生命、財産を守る救急・消防に対する期待が高まりますね。



## 院庄構城跡発掘現場見学会

### 次第に明らかになる、古城の姿

3月24日 院庄構城跡(院庄)

院庄構城は津山藩初代藩主・森忠政が美作国に入国した際、最初に居住した城といわれています。

平成19年度からのトレンチ(試掘溝)の発掘調査により、城を囲む堀の規模(東西130メートル、南北140メートル)などが明らかになりました。

参加者は発掘担当者が説明するトレンチの断面に見入り、当時の地表面の高さや堀の幅などを確認。また、出土品として公開された備前焼の甕片や陶器片、瓦片を手に取り、往時の城や人びとの生活に思いを馳せていました。

## 平成24年 新入社員教育講座

### 新人です。よろしくお願いします

4月10・11日 津山圏域雇用労働センター(山下)

今年度、津山圏域内に就職した新入社員を対象として、仕事を行う上で大切な気配りやマナー、考え方などを学ぶ講座に52事業所、184人が参加しました。

参加者は講師が話す、プロフェッショナルとしての心構えや名刺交換の仕方、接客マナーなど社会人として必要なことを実践学習しました。

森本純平さん(一方)は「社会人としてのルールをしっかり学んで、これからの仕事に生かしていきたい」と抱負を語ってくれました。



## 津山オリエンテーリング大会

### 地図とにらめっこ「今どこだ？」

4月8日 津山陸上競技場周辺

春の暖かな陽気の中、行われたオリエンテーリング大会。小学生から大人まで23チーム、79人が参加しました。スタート前に地図の見方とコンパスの使い方を教わり、いざ出発。参加者は、決められたポイントに置かれた旗を目指して2つのコースに分かれて進んでいきます。

友だち5人と参加した加治佳樹さん(一宮小5年生)は「最初は地図を読むのに苦労したけれど、みんなと協力してゴールができて、とても楽しかった。」と話してくれました。

## 津山さくらまつり

### 今年も咲いた、桜とにぎわいの花

4月1~18日 津山城(鶴山公園)ほか

桜前線の北上が遅れた今年は、まつりの開期も18日まで延長して行われました。

7・8・14・15日には鶴山公園、動物園跡地にフードコートや特設ステージが設置され、来場者は美作のご当地グルメやイベントを楽しみました。また、衆楽園や城東地区、ソシオ一番街でもお茶席や琴などの演奏会が行われ、にぎわいました。

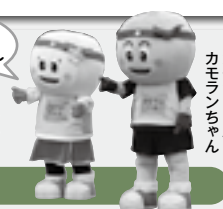


## 第20回 津山加茂郷フルマラソン全国大会

### 地域が育む県北唯一のフルマラソン大会

4月15日 加茂・阿波地域

みんな、  
がんばれ~



今年で20回目の記念大会。フルマラソンには33都道府県から1970人、ミニマラソンには425人が参加しました。

午前10時、号砲を合図に桜満開の加茂町スポーツセンターをスタート。梅の花咲く阿波の折り返し点を経て、ゴールを目指します。沿道では、地元住民が「がんばれ~」と声援を送ったり、私設給水所での心温まるもてなしを行ったりして、ランナーを励まします。

ミニマラソンに参加した後、ランナーとタッチをしながら声援を送っていた福寺航大さん(加茂小3年生)は「疲れたランナーにパワーをあげようと思いました。タッチしたランナーが来年も来てくれるとうれしいな」と元気いっぱい話してくれました。

